

福岡市オンデマンド交通社会実験に係る評価委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市オンデマンド交通社会実験を実施するにあたり、事業者及び地域の選定について、広く専門的かつ客観的な視点から意見を聴くため、福岡市オンデマンド交通社会実験に係る評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の選任)

第2条 委員会は専門的な知識又は経験を有する者、その他市長が必要と認める者から市長が委嘱した委員5名で組織する。

(委員会の目的)

第3条 委員会では、次に掲げる事項について、委員から意見を聴取する。

- (1) 事業者の公募要領及び選定基準、評価に関すること。
- (2) その他事業の推進に関し必要な事項に関すること。

(任期)

第4条 委員の任期は、その目的を達成する日までとする。

(委員会)

第5条 市長は、委員の意見聴取を行うため、委員会を開催することができる。

2 委員会は、原則公開とする。ただし、議事の内容が、福岡市情報公開条例第38条ただし書きの規定に該当する場合は非公開とすることがある。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会では、委員の互選により、委員長及び副委員長を選任する。

- 2 委員長は委員会を主宰する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(解嘱)

第8条 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

- 2 市長は、前項の規定により委員を解嘱した場合は、専門的な知識又は経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、新たに委員を選任することができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月30日から施行する。